

各高等教育機関に求められる役割・機能について(平成17年答申を中心とした整理)

学校種	「我が国の高等教育の将来像(答申)」 (平成17年1月28日中央教育審議会)(抜粋)	(参考)学校教育法の関連条文
高等教育全体	<p>新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。</p> <p>特に大学は、全体として</p> <p><u>①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)</u>等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。<u>その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。</u>(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)</p> <p>18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。</p>	<p>第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</p> <p>2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>
大学	<p>学士課程</p> <p>学士課程は、「21世紀型市民」の育成・充実に目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、<u>様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を展開することが期待される。</u></p> <p>修士課程</p> <p>修士課程は、研究者等養成(の第1段階)、高度専門職業人養成及び「21世紀型市民」の高度な学習需要への対応の<u>三つの機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編成する必要がある。</u></p> <p>博士課程</p> <p>博士課程は、<u>創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。</u>このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。今後の知識基盤社会にあっては、<u>博士号取得者が、研究・教育機関ばかりではなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが期待される。</u></p> <p>専門職学位課程</p> <p>専門職学位課程は、<u>幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。</u></p> <p>短期大学の課程</p> <p>従来から、短期大学の課程の機能としては、<u>①教養と実務が結合した専門的職業教育、②より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養や高度な資格取得のための教育、③地域社会の必要に根ざしながら社会人や高齢者などを含む幅広いライフサイクルに対応した多様な生涯学習機会の提供等が挙げられてきた。</u>昨今の各種職業資格の高度化の動向等を勘案すれば、<u>①と②の機能は事実上一体化して重要性を増しており、③の機能はさらに充実が望まれる状況にあると考えられる。</u></p> <p>専門職大学</p> <p>専門職短期大学</p>	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>第九十九条 2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p> <p>第八十三条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。</p> <p>2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。</p> <p>3 前項の大学は、短期大学と称する。</p> <p>第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。</p> <p>第八十八条 4 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。</p>
高等専門学校	<p>高等専門学校は、5年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。</p>	<p>第一百五十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。</p> <p>2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>
専門学校 (専門課程)	<p>知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、<u>実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。</u></p>	<p>第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(中略)は、専修学校とする。</p> <p>第二百五条 3 専修学校の専門課程においては、(中略)高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。</p>